

令和 5 年度 働きやすく魅力あふれる介護事業所等表彰 募集要項



1 目的

この表彰は、介護人材の確保及び育成に関して、労働環境の改善や業務効率の向上等についての優れた取組を行っている市内の介護事業所（以下、「事業所」という）等を表彰するとともに、その取組を他の事業所に波及させ、介護人材の確保及び定着、介護に対するイメージの向上につなげることを目的とします。

2 表彰種別

a. 事業所表彰

介護人材の確保及び育成、介護サービスの質の向上のため、下記の『めざすこと』の実現に向けて必要な取組、やるべきことが整備されている事業所を表彰します。

※取組項目確認票別紙について、質問内容（質問 No.1～35）に留意した内容で記入してください。

【めざすこと】

- (1) 法人ビジョン・理念の浸透
- (2) 組織設計・業務インフラ
- (3) リーダーの育成
- (4) 従業員のモチベーションアップ
- (5) 「ケアの質」の向上
- (6) 情報編集力・情報発信力アップ
- (7) 地域内での連携強化
- (8) 介護業界・仕事のイメージアップ
- (9) 第三者機関による評価の実施
- (10) 堺市研修等の活用

b. きらめき職員表彰

a に応募した事業所のうち、同一法人で 10 年以上継続して働き、高齢者の自立支援や地域貢献等、幅広い視野で介護サービスの質の向上に寄与している職員を表彰します。

※下記の「選考にあたっての着眼点」5 項目に留意した具体的な内容を推薦書に記入してください。

【選考にあたっての着眼点】

- (1) 自立支援に向けた取組
高齢者に対し、できないことを支援するだけでなく、可能性を見つけ、その人らしく生活できるよう自立支援に取り組んでいるか。
- (2) 地域貢献に関する取組
地域住民や関係機関と連携し、地域の課題解決に貢献する取組を行っているか。
- (3) 専門的な技術の取得やスキルアップ
資格取得に努める、研修を受講する等、自己研鑽し自身のスキルアップに努めているか。
- (4) 介護の質の向上に関する取組
より良い介護のための工夫をしているか、また、他の職員の介護技術の向上や人材育成に貢献しているか。
- (5) リーダーシップ
組織内や地域の課題の解決に向け、リーダーシップを発揮しているか。

3 対象

a. 事業所表彰

堺市内に所在する、介護保険法に基づく指定等を受けている事業所

※特別養護老人ホームや介護老人保健施設に併設され、一体的に運営されている短期入所生活介護等の指定居宅サービス（みなし指定を含む。）については、「本体施設」に含めて表彰の対象とし、個別には表彰しません。

b. きらめき職員表彰

a に応募した事業所のうち、同一法人で 10 年以上在籍している職員各法人 3 名以内。正規職員として勤務している常勤または短時間勤務職員。（※用語説明参照）

※備考※

以下のいずれかに該当するものについては、事業所表彰、きらめき職員表彰の対象としません。

- (1) 介護保険法に基づく改善命令、指定の全部若しくは一部の停止又は取消しの処分を受け、その処分の日から起算して 5 年を経過しない事業所
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。次号において「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
- (3) 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
- (4) 前 2 号に掲げるものの利益になり、又はなるおそれがあると認められるもの
- (5) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は禁錮以上の刑に処せられた者（刑の消滅したものを除く。）
- (6) 令和 4 年 4 月 1 日以降に、養介護施設従事者等による虐待が認定されている介護事業所

4 応募期限

令和 5 年 8 月 10 日（木）まで

5 応募方法

(1) 提出書類

- ・堺市働きやすく魅力あふれる介護事業所等表彰 応募申込書（様式 1）
- ・堺市働きやすく魅力あふれる介護事業所等表彰 取組項目確認票（様式 2-1）
- ・取組項目確認票別紙（様式 2-2）
- ・きらめき職員表彰推薦書（様式 3） ※推薦がない場合は提出不要
- ・その他参考となる資料

(2) 提出方法

提出書類に必要事項を記入し、応募期間内に下記提出先へメールでお送りください。

応募書類のデータ容量は、合計 7MB 以内とします。

7MB を超える場合は受付できませんので、ご注意ください。

(3) 提出先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課 担当：中西・木村

choshi@city.sakai.lg.jp

6 選定方法

a. 事業所表彰

◆ 1次選考

「取組項目確認票」に基づき取組内容を点数化し、1次選考通過事業所を決定します。

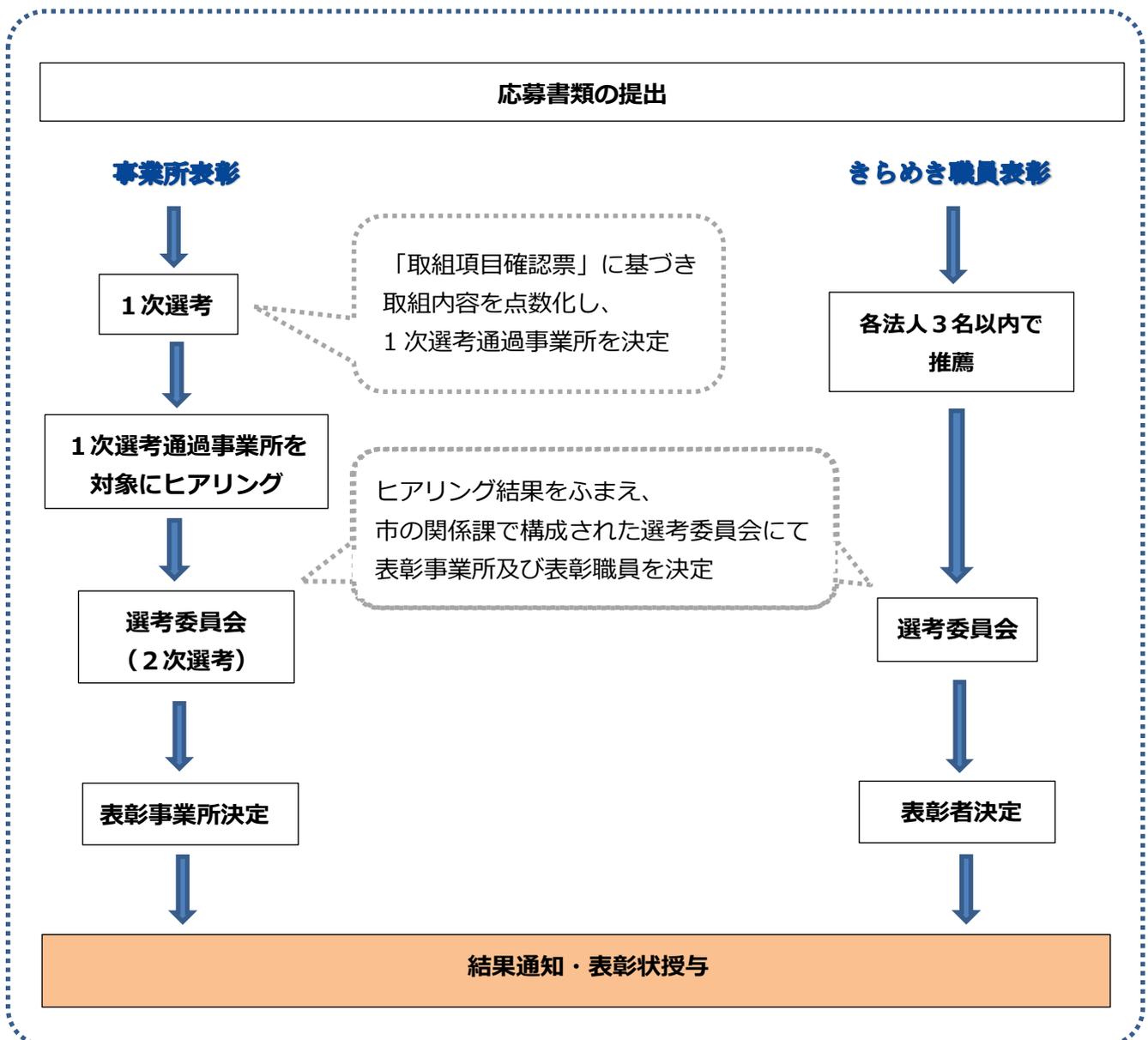
◆ 2次選考

1次選考を通過した事業所を対象にヒアリングを実施。その後、市の関係課で構成された選考委員会で表彰事業所を決定します。

※事業所へのヒアリングはオンライン（Microsoft Teams）にて行います。

b. きらめき職員表彰

「きらめき職員表彰推薦書」に基づき、市の関係課で構成された選考委員会で表彰者を決定します。



7 選考結果の通知について

1次選考の結果：令和5年8月中旬頃に事業所宛にメールで通知

2次選考の結果：令和5年10月下旬頃に事業所宛に郵送で通知

8 表彰式について

堺市長名で表彰状を授与します。表彰式は、令和5年11月頃に開催予定で、表彰結果及び表彰式の様子は、堺市ホームページで公表します。

また、令和5年12月頃に開催予定の「さかい福祉と介護の実践発表会」において、表彰式の様子を動画配信します。動画配信サービス YouTube でも限定公開する予定です。

9 取組紹介動画について

受賞事業所のみなさまには、事業所で実施されている取組内容に関する紹介動画（1分程度）を作成いただき、上記「さかい福祉と介護の実践発表会」において動画を配信します。発表会後は、表彰式の動画とあわせて YouTube で限定公開する予定です。

10 お問い合わせ先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
電話 : 072-228-8347
FAX : 072-228-8918
Email : choshi@city.sakai.lg.jp

注) 用語説明

離職率の算出方法 ※取組項目確認票（様式2-1）の質問 No.15-2 に使用

貴事業所の介護保険の指定介護サービス事業に従事する従業員（訪問介護員と介護職員）について、以下の方法で算出してください。

$$\frac{\text{離職者数（令和4年4月1日～令和5年3月31日）}}{\text{在籍者数（令和4年4月1日時点）}} \times 100$$

※上記の離職者数、在籍者数には、正規職員（雇用している労働者で雇用期間の定めのない者）及び非正規職員（正規職員以外の労働者（契約、嘱託、パートなど））を含みます。雇用期間の定めのある者、定年退職者は含みますが、派遣労働者、委託業務従事者は含みませんので、ご注意ください。

正規職員・非正規職員とは

正規職員（雇用している労働者で雇用期間の定めのない者）

- ・常勤労働者
- ・短時間労働者（1週の所定労働時間が常勤労働者に比べ短い者）

非正規職員（正規職員以外の労働者（契約、嘱託、パートなど））

- ・常勤労働者
- ・短時間労働者（1週の所定労働時間が常勤労働者に比べ短い者）

ただし、派遣労働者、委託業務従事者は含みません。